

障 第 1181 号  
平成 30 年 (2018 年) 6 月 26 日

児童発達支援事業所 設置者様  
放課後等デイサービス事業所 設置者様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長  
(公 印 省 略)

児童発達支援及び放課後等デイサービスの報酬区分並びに看護職員加配加算  
に関する変更届の提出について (通知)

日頃から本県の障害福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件については、平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(以下「留意事項」という)により、報酬区分の導入当初・加算創設当初の措置として、平成 30 年 3 月 31 日時点において現に存する事業所にあつては、平成 30 年 4 月 1 日時点の在籍者数(契約者数)に基づいて報酬区分・看護職員加配加算を算定し、導入後 3 ヶ月経過後は、3 ヶ月における障害児の延べ利用人数により算出することとされています。

つきましては、導入後 3 ヶ月(平成 30 年 4 月~6 月)の延べ利用人数により報酬区分・看護職員加配加算を算定した場合において、加算の届出内容に変更がある事業所については、下記の通り関係書類の提出をいただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 届出が必要な事業所

導入後 3 ヶ月の延べ利用人数により算定した場合に、次の**現在の報酬区分・加算に変更がある事業所**(変更がない事業所については提出不要)

- (1) 児童発達支援の基本報酬の区分
- (2) 放課後等デイサービスの基本報酬の区分
- (3) 児童発達支援・放課後等デイサービスの看護職員加配加算

## 2 提出書類

- ( 1 ) 様式 2 変更届出書
  - ( 2 ) 様式 6 障害児入所・通所給付費の算定に係る体制等に関する届出書
  - ( 3 ) 様式 6 別紙 1 障害児入所・通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
  - ( 4 ) 児童発達支援の報酬算定区分に関する届出書
    - 放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書
    - 看護職員加配加算に関する届出書
- ( 4 ) については該当するものを提出

## 3 提出期限

平成 30 年 7 月 13 日 ( 金 )【必着】

## 4 提出方法 郵送にてご提出ください。

あて先 〒840-8570 ( 住所記載不要 )  
佐賀県 障害福祉課 施設担当

## 5 その他

- ・今回提出いただいた変更届については平成 30 年 7 月サービス提供分 ( 8 月請求分 ) から適用されます。
- ・主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所の報酬区分については、留意事項 ( P.41 ~ 42 ) のとおり、指定通所基準第 66 条第 3 項第 1 号の基準を満たしている場合は通所告示第 3 の 1 のイ ( 1 ) 又はロ ( 1 ) を算定できます。この場合、上記提出書類 ( 4 ) 「放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書」は省略してください。

施設担当 多々良

TEL 0952-25-7064 / FAX 0952-25-7302

E-mail : shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp